

## 議案第 1 号

### 会長、副会長及び監事の選出について

会 長	
副会長	
監 事	
監 事	

【参考】 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約（抜粋）

（役員）

第 6 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
  - (2) 副会長 1 人
  - (3) 監事 2 人
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
  - 3 監事は、委員の中から会長が指名する。

（役員の仕事）

第 7 条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

## 議案第2号

### 平成26年度事業報告について

#### 平成26年度 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会 事業報告書

日付	項目	内容
H26.4.1	平成26年度市町村による提案・実施事業補助金交付決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県知事</li> <li>5,900,000円（市実施事業分を含む。）</li> </ul>
H26.5.15	第11回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度事業報告、決算</li> <li>平成26年度事業計画、予算</li> </ul>
H26.5.20	地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省関東運輸局</li> <li>平成25年度地域公共交通調査事業に係る第三者評価</li> </ul>
H26.5.30	白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス実証運行業務委託契約締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和タクシー株式会社</li> <li>11,869,200円</li> <li>履行期間：H26.7.1～H27.3.31</li> </ul>
H26.6.23	第12回協議会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通確保維持費補助金に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダシステム確保維持計）の申請について</li> <li>目的地（主要施設）について</li> <li>愛称の選定について</li> </ul>
H26.6.27	交通不便地域申請	国土交通省関東運輸局長
	地域内フィーダシステム確保維持計画認定申請	国土交通大臣宛
H26.6.30	交通不便地域指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省関東運輸局長</li> <li>市内全域（駅・バス停の半径1キロ以内を除く。）</li> </ul>
H26.7.1	予約センター開設	昭和タクシー株式会社内
	利用者登録受付開始	地域振興課（窓口）、予約センター（ファクシミリ・郵送）
H26.9.16	第13回協議会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的地（主要施設）の追加について</li> <li>利用者アンケートについて</li> </ul>
H26.9.29	運行開始式開催	市役所庁舎正面入口前
H26.9.30	平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダシステム確保維持計画）の認定及び補助額内定通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省関東運輸局長</li> <li>補助内定額 4,034,000円</li> </ul>
H26.10.1	実証運行開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通乗降場所 約1,400か所</li> <li>目的地 266か所</li> </ul>
H26.12.25	白岡市デマンド交通調査業務契約締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社 長大 さいたま事務所</li> <li>999,000円</li> <li>履行期間：H26.12.25～H27.3.25</li> </ul>
H27.2.1～ H27.2.15	利用者アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵送によるアンケートの配布・回収</li> <li>対象者：のりあい交通の利用者357人</li> <li>回答者：278人</li> <li>回収率：77.9%</li> </ul>
H27.2.10	第14回協議会	白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス実証運行業務に係る利用状況の中間

		報告について <ul style="list-style-type: none"> <li>・白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務仕様書（案）について</li> <li>・白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領（案）について</li> </ul>
H27.3.9～ H27.3.13	運行業務に係る公募型プロポーザルの選定審査委員会（書面審査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書により運行予定者を選定</li> </ul>
H27.3.19	第15回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務に係る公募型プロポーザルの実施結果について</li> <li>・のりあい交通利用者に対する郵送アンケートの実施結果について</li> <li>・白岡市生活交通ネットワーク計画【地域内フィーダー系統確保維持事業】（案）について</li> </ul>
H27.3.25	白岡市デマンド交通調査業務の完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社 長大 さいたま事務所</li> </ul>
H27.3.31	白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス実証運行業務委託の完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和タクシー有限会社</li> </ul>
	平成26年度市町村による提案・実施事業補助金交付確定通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県知事</li> <li>・5,200,000円（市実施事業分を含む。）</li> </ul>

議案第3号

平成26年度歳入歳出決算について

平成26年度 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会 収支決算書

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	節	当 初 予算額	補正額	計	収入済額	比較増減	説 明
1	1	1	1	19,926,000	0	19,926,000	19,926,000	0	白岡市負担金 19,926,000円
3	1	1		401,897	0	401,897	401,897	0	前年度繰越金 401,897円
4	1	1		103	0	103	1,462,976	1,462,873	預金利子 1,976円 運賃収入等 1,461,000円
合 計				20,328,000	0	20,328,000	21,790,873	1,462,873	

【歳出】

(単位：円)

款	項	目	節	当 初 予算額	流用額	予算現額	支出済額	不用額	説 明		
1	1	1	8	125,000		125,000	51,900	73,100	委員会議出席謝礼 (11、14、15回会議分) 51,900円		
			9	旅費	20,000	△1,000	19,000	13,362	5,638	国土交通省第三者評価委員会外公共交通研修会交通費 13,362円	
				1 1	需用費	10,000	1,000	11,000	10,336	664	事務用品 2,384円 会議用消耗品 7,952円
				1 2	役務費	35,000		35,000	32,480	2,520	会議開催通知等郵送料 32,480円
2	1	1	8	0	5,000	5,000	5,000	0	運行開始式松借用に係る謝礼 5,000円		
			1 1	需用費	3,263,000		3,263,000	2,891,190	371,810	乗降場所表示用具 1,684,908円 回数券等印刷 777,492円 啓発物品 267,280円 事業実施に係る消耗品 161,510円	

		1 2 役務費	175,000		175,000	126,494	48,506	回線工事料 50,436円 市役所予約システム 用回線使用料 40,670円 料金後納郵等送料 28,032円 振込手数料 7,356円
		1 3 委託料	16,000,000	△27,000	15,973,000	13,494,600	2,478,400	実証運行委託料 11,869,200円 乗降場所マップ作成 594,000円 マスコットキャラク ターデザイン追加 32,400円 デマンド交通調査業 務 999,000円
		1 8 備品購入 費	700,000		700,000	638,127	61,873	予約システム用 P C (3台) 542,440円 予約センター用デス ク等 95,687円
		2 3 公課費	0	22,000	22,000	21,400	600	契約書用収入印紙 21,400円
合 計			20,328,000	0	20,328,000	17,284,889	3,043,111	

収入済額 21,790,873 円  
 支出済額 17,284,889 円  
 差引残額 4,505,984 円 (翌年度繰越金)

平成26年度  
財産目録

平成27年5月20日現在

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会  
(単位：円)

I	資産の部	
1	流動資産	
	現金預金	
	普通預金	
	埼玉りそな銀行白岡支店	4,505,984
2	固定資産	0
	<u>資産合計</u>	<u>4,505,984</u>
II	負債の部	
1	流動負債	0
2	固定負債	0
	<u>負債合計</u>	<u>0</u>
	<u>正味財産</u>	<u>4,505,984</u>

# 監 査 報 告 書

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会の平成26年度収支決算について監査した結果、会計関係帳簿の整備、事務について適正に処理されていることを認めましたので報告します。

平成27年5月21日

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会

会 長 秋 葉 清 一 郎 様

監 事 浅 野 悦 子

監 事 宮 崎 信 二

## 議案第4号

### 平成27年度事業計画（案）について

#### 平成27年度白岡市地域公共交通確保維持改善協議会事業計画（案）

##### 1 事業の概要

「白岡市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」に基づき運行し、運行開始後の検証と事業評価を実施する。

##### 2 事業の内容

- (1) 「白岡市生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)」の実行に係る事業
  - ① 「白岡市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」の策定及び認定申請
  - ② 周知PR活動  
啓発品の作製・配布（ポケットティッシュ、PRカードなど）
  - ③ 運行の検証と事業評価
    - ア 利用状況、利用満足度等の調査・分析
    - イ 運行に係る事業評価の実施と改善策の検討
- (2) 市内商業者等と協賛した事業  
電話の貸出や乗車待ちできる休憩場所の提供を行う「バスまちスポット」の取組

##### 3 補助金の活用

- (1) 補助金の概要  
地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）※1
  - ア 補助対象事業 地域間幹線バス系統等と密接な地域内フィーダー路線のうち、過疎地域等の移動の確保に資するなど一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通確保維持改善計画に位置付けられたもの
  - イ 補助率 国の事前算定による予測収支差の1/2
  - ウ 補助期間 各年度10月～9月（補助対象期間の末日において引き続き運行される予定の系統であること）
  - エ 補助限度額 補助対象経費の1/2と補助対象市町村ごとに算定される国庫補助上限想定額のいずれか少ない方の額以内

※1 補助対象事業者は、一般乗合旅客運送事業者
- (2) 補助の対象となる事業内容  
地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）
  - ・のりあい交通運行業務

##### 4 年間スケジュール 別添のとおり



## 白岡市のりあい交通事業実施スケジュール 平成27年度

項目	実施内容	実施主体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公共交通会議・確保維持改善協議会				●第16回								●第17回			
利用者登録		運行事業者	利用者登録												
運行業務		運行事業者	本格運行												
回数券	販売	運行事業者	予約センター・車内で販売												
補助金の申請	地域公共交通確保維持費補助金	協議会		●要望調査	●地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請								●1次評価 (協議会)	●2次評価 (運輸局)	
周知PR活動	啓発品の作成	市			作製	イベント等で随時配布									
	横断幕	市	掲示【市役所庁舎、白岡駅、新白岡駅】												
	広報しらおか	市	●	●						●	●			●	
免許返戻者支援事業		市	事業実施												

## 議案第5号

### 平成27年度歳入歳出予算（案）について

#### 平成27年度白岡市地域公共交通確保維持改善協議会歳入歳出予算（案）

##### 【歳入】

（単位：円）

款	項	目	節	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減	説明
1	1	1	1	24,055,000	19,926,000	4,129,000	白岡市負担金
負担金	負担金	負担金	市負担金				
3	1	1		4,505,984	401,897	4,104,087	前年度繰越金
繰越金	繰越金	繰越金					
4	1	1		7,034,016	103	7,033,913	預金利子、 運賃収入、回数券売上 国庫補助金相当額受入
諸収入	諸収入	雑入					
合計				35,595,000	20,328,000	15,267,000	

##### 【歳出】

（単位：円）

款	項	目	節	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減	説明
1	1	1	8	100,000	125,000	△25,000	委員会議出席謝礼
運営費	会議費	会議費	報償費				
	2	1	9	20,000	20,000	0	交通政策先進地視察等
	事務費	事務費	旅費				
			1 1	10,000	10,000	0	消耗品等
			需用費				
			1 2	35,000	35,000	0	郵便料等
			役務費				
2	1	1	1 1	1,500,000	3,263,000	△1,763,000	予備用乗降場所看板・車 体用マグネットシート等
事業費	事業費	事業費	需用費				
			1 2	175,000	175,000	0	電話・通信料等
			役務費				
			1 3	25,155,000	16,000,000	9,155,000	デマンド交通運行業務委 託料、デマンド交通運行 支援業務委託料等
			委託料				
			1 8	0	700,000	△700,000	
			備品購入 費				
			2 3	100,000	0	100,000	契約書用収入印紙
			公課費				
3	1	1	1	8,500,000	0	8,500,000	白岡市への返還金
返還金	返還金	返還金	市への 返還金				
合計				35,595,000	20,328,000	15,267,000	

## 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約

### (設置)

第1条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、白岡市千駄野432番地白岡市役所内に置く。

### (協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 生活交通ネットワーク計画（以下「計画」という。）の策定に係る調査、策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

### (組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 埼玉県知事の指名する者
- (2) 白岡市長の指名する者
- (3) 交通事業者
- (4) 交通施設管理者
- (5) 埼玉運輸支局長の指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

### (役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 監事 2人
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
  - 3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(総会及び会議)

第8条 協議会の総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 協議会の会議は、随時、開催する。
- 3 協議会の総会及び会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。ただし、代理の者は、会議ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 6 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、白岡市市民生活部地域振興課内に置く。

- 2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には白岡市市民生活部地域振興課長、事務局員には公共交通推進室職員をもって充てる。
- 3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第13条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会で承認を受けた後、これを事務局に備え付けておかななければならない。

(規約の変更)

第16条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を受けるものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第17条 協議会が解散する場合は、協議会の収支は解散の日をもって閉鎖し、

会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月15日から施行し、平成26年4月1日に遡及して適用する。